





イ 当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該特定施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者に当該特定施設を利用されることにつき課されるべき消費税に相当する額及び當該課されたべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあっては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えない場合にあっては零。

一 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があつた場合、次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$(U_f - E_f + E_w) \times (U_f / (U_f + U_w))$$

(この式において、 $U_f$ 、 $E_f$ 、 $E_w$ 、 $U_w$ 及び $U$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

U 前号イに掲げる額

$E_f$  当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合については零。

$E_w$  前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」と

3 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、治水関係用途について第一項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る投資可能限度額（治水関係用途に係る部分の縮小があったときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額）を超える場合は、法第二十一条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）に相当する額を控除した額とする。

4 法第二十四条第一項の負担金について同項に規定する者が負担すべき利息がある場合における法第二十二条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額に当該利息の額を加えた額とする。

5 特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合における法第二十二条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、特定施設の新築又は改築に要した費用（当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）で前条に規定するものの額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する同条の利息の額並びに法第二十四条第一項に規定する者が負担することとされていた利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができます。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額

二 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

四 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

五 機構が承継した国の水資源開発事業に係る法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかるわらず、これらの規定により算出した額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用で治水関係用途に係るものとの額を控除した額とする。

六 法第二十一条第一項の交付金は、当該特定施設の新築又は改築が完了するまでの間（当該特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴う追加的な工事が完了するまでの間）において、毎年度（国土交通大臣の定めるところにより機構に交付するものとする。ただし、当該交付金の額のうち法第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担すべき費用の額に相当する金額については、同条第二項の規定による都道府県知事の納付の状況に応じて、別に国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるところによる。

（特定施設の新築又は改築に係る都道府県の負担金）

第七十二条 法第二十一条第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該交付金に係る特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県とする。

二 法第二十一条第三項の規定により当該都道府県が負担する負担金の額は、当該特定施設に係る同条第一項の交付金の額（法第二十四条第一項の負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。）から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項の都道府県が一である場合 三分の一

二 ただし、当該都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第一項に規定する適用団体（以下

〔適用団体〕という。)であるときは、次の式により算出した割合(その割合が百分の十未満となるときは、百分の十)とする。

1- (2/3) × r  
(この式において、rは、後進地域の開発に關する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律第三条第一項に規定する引上率(以下「引上率」という。)を表すものとする。)

二 前項の都道府県が2以上である場合 國土交通大臣が當該特定施設の新築又は改築で治水關係用途に係るものにより當該都道府県の受ける利益の程度を勘案し、かつ、當該都道府県知事の意見を聽いて、當該都道府県につき定める割合に三分の一(当該都道府県が適用團体であるときは、前号ただし書の割合)を乗じて得た割合

法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が河川法施行令第三十六条の二各号に掲げる施設に該当する特定施設に係るものである場合において、當該特定施設に係る法第二十一条第一項の交付金の額が百二十億円を超えるものであるときは、前項各号中「三分の一」とあるのは「十分の三」と、同項第一号中「2/3」とあるのは「7/10」として、同項の規定を適用するものとする。

法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した國の水資源開發事業に係るものである場合において、當該事業につき國が要した費用で治水關係用途に係るものとの額が、當該事業のうち既に國土交通大臣が行った事業に要した費用で治水關係用途に係るものとの額を超えるものであるときは、第二項中「当該負担金の額を控除した額」をして、「当該負担金の額を控除した額」とあるのは、「当該負担金の額を控除した額」。

次項において同じ)に、當該特定施設の新築又は改築の工事で機構が承継した國の水資源開發事業に係るものにつき國が要した費用で治水關係用途に係るものとの額から、當該工事のうち既に國土交通大臣が行つた工事に要した費用で治水關係用途に係るものとの額を加えて得た額」として、同項(前項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定を適用するものとする。

5 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した國の水資源開發事業に係るものである場合において、當該都道府県が

当該事業に係る河川法第六十条第一項の負担金額を納付しており、かつ、当該納付した額が、当該事業のうち既に国土交通大臣が行った事業につき同項の規定により当該都道府県が負担すべき負担金の額を超えているときは、当該都道府県の法第二十一条第三項の規定による負担金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該超えていた額とする。  
法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金の納付の方法は、国土交通大臣が定めるところによる。

(特定施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲)

2  
取扱費及び附随料費として同項の特定施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本事業の災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費とする。  
前項に規定する特定施設についての災害復旧工事に要する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。  
(特定施設の管理及び災害復旧工事に係る交付金の額の算出方法)

(二)の式において、M、C及びP<sub>f</sub>は、それ  
ぞれ次の数値を表すものとする。  
M 特定施設の操作、維持、修繕その他の管  
理に要する費用及び特定施設についての災害  
復旧工事に要する費用で前条に規定するもの  
の額（機構が納める義務がある消費税及び地  
方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げ  
る額が含まれるときは、当該額を控除した  
額）

ムに係る固定資産税等の納付に要する費用、  
という。)で当該特定施設に係るもの額

(特定施設の災害復旧工事に係る都道府県の負担金)

五 災害復旧工事以外の工事の施行中に生じた  
災害に係るもの

大臣が定める小規模な工作物に係るもの（特定施設を利用して流水をかんがいの用に供

**第二十七条** 法第二十四条第一項の規定により同する者の負担金)

項の流水をかんがいの用に供する者が負担する負担金の額は、国土交通大臣の定めるところに

より、その者の受ける利益の程度に応じて、次の式により算出した額を都道府県知事が配分し

た金額及びその金額に対応する利息の額とする。

P<sub>f</sub> × (R<sub>a</sub> / R<sub>f</sub>) × (1 / 10)  
 (この式において、P<sub>f</sub>、R<sub>f</sub>及びR<sub>a</sub>は、

それぞれ次の数値を表すものとする。

定により算出した法第二十一条第一項の交付金の額（第二十条の利息があるときは、当該

利息の額を控除した額)  
R<sub>f</sub> 治水関係用途に係る特定多目的ダム方

Ra 式負担割合  
かんがいの用途に係る特定多目的ダム

方式負担割合)

利均等年賦支払の方法（当該負担金の徵収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部

又は一部について、一時支払の方法)により支  
払わせるものとする。

前項の元利均等年賦支払の支払期間は、当該特定施設の新築又は改築の工事が完了した年度

(当該特定施設の利用に係るかんがい施設の新設又は拡張であつて機構の業務又は土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)による国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業

として行われるものがある場合において、当該かんがい施設の新設又は拡張の工事が当該年度

までに完了しないときは、当該かんがい施設の新設又は拡張の工事が完了した年度)の翌年度

から起算して十五年を下らない範囲内で国土交通大臣が定める期間とし、その利子率は、当該

特定施設の新築又は改築に要する費用の財源とされる借入金の利子率を基礎として国土交通大

臣が定める率とする。ただし、当該特定施設の新築又は改築の工事及び当該かんがハ施設の新

該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供



「当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額」とする。

Efa 当該水道等共同施設が特定施設である場合にあつては前号ハ(2)に掲げる額、当該水道等共同施設がかかるい掛け水等共同施設である場合にあつては同号ハ(4)に掲げる額。この場合において、同号ハ(2)及び(4)中「当該用

（一）水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係の用途に係る部分の縮小又はかんがい排水の用途に係る部分の縮小があつた場合は口に掲げる額と次の式により算出した額（水道等共同施設に関する水道若しくは工業用水道に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号ハ（1）に掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号ハ（1）に掲げる額の割合を乗じて得た額）とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

$$(U + Ef^a + Ew) \times (Uw / (Uf^a + Uw))$$

(この式において、U、Ef<sup>a</sup>、Ew、Uf<sup>a</sup>及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

U 前号ハ（1）に掲げる額

---

3

水資源開発施設の新築又は改築に關する事業が縮小された場合において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の水道等共同施設に係る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に當該者に當該水道等共同施設を利用させる

水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者と協議するとともに、国土交通大臣及び務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

(水資源開発施設の新築又は改築に関する事業

（土地改良区負担金）  
等撤退負担金」とある  
おいて、同条第四項  
担当金の支払方法につ

第三十三

4 3 機構は、第一項の規定により水道等負担金の一部を割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法によることとするときは、併せて当該方法により支払う部分（一時支払の方法にあつては、当該方法により支払う部分及びその支払時期）を定めなければならない。  
機構は、前三項の規定により支払方法その他の事項を定めようとするときは、あらかじめ、

2 担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうちから、水道等撤退負担金の支払方法は、割賦支払又は一時支払の方法のうちから、機構が定めるものとする。 機構は、前項の規定により割賦支払の方法によることとするときは、併せて支払期間及びその始期、元利支払の方法並びに利子率を定めなければならない。

前各項の規定にかかわらず、これらに規定する額から当該補助金でその者に係るもののが額を控除した額とする。

5 を控除した額とする。

き者が当該事業につき国に納付した金額があるときは、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該国に納付した額

4 機構が承継した国の水資源開発事業に係る水道等負担金又は水道等撤退負担金の額は、当該水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべ

にかかるらず、これららの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額に相当する額を控除した額とする。

分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小が不能なものと仮定した場合には、当該者の投資可能限度額(以下「当該者による水道等負担金の額」)は、前二項の規定

る消費税及び地方消費税に相当する額を控除し  
た額を加えた額が、当該者の事業用の投資可能限度額  
(当該者が水道又は工業用水の用途に係る部  
分に當するときは、自家用者(自用住宅に係る部

び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務があ

る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させるにつき課されるべき消費税に相当する額及

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業  
が縮小された場合において、流水を水道又は工業  
用水道の用に供する者の水道等共同施設に係

が廃止さ

二 水道等専用施設に係る費用の額（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合には、当該者の当該水道等専用施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額を控除した額）。この場合において、水道等専用施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

二 水道等共同施設に係る費用の額（次に掲げる費用の額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額

ロ 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

ハ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

前条第一項（水道等撤退負担金に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、前項の負担すべき費用の額

水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者と協議することも、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときは、同様とする。

(水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金)

**第三十二条** 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項の規定により流水を水道又は工業用管道の用に供しようとしていた者(当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。)が同項に規定する費用用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額(法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものとの額を控除した額)とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることがで

2

2  
前項の都道府県農業分担額は、法第二十六条第一項の規定により水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県ごとに定められるものとし、その都道府県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  
一 当該都道府県が一である場合 次に掲げる額を合算した額

該都道府県が一である場合 次に掲げる額を合算した額  
イ かんがい排水の用途に専ら供される施設  
(以下「かんがい排水専用施設」という。)  
に係る費用の額(次に掲げる額が含まれる)

ときは、当該額を控除した額)  
(1) かんがい排水専用施設の新築又は改築

に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二

十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)

(2) かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十





息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額（当該県の区域内にその地区のある土地改良区で当該管理又は灾害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該愛知豊川用水施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

前項の災害復旧工事等県農業分担額は、法第二十六条第一項の規定により愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとに定められるものとし、その県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 当該県が一である場合 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で第三十五条に規定するものの額（同条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）から、法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額（第三十五条第一項の利息の額があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除するほか、その者が法附則第十一条に規定する契約により負担する費用があるときは、当該費用の額（当該費用に利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額

二 当該県が二以上ある場合 機構が当該県の区域内の当該愛知豊川用水施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該県知事と協議して、当該県ごとに前号の額を按分して定めた額

三 第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項又は第二項の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第三項中「土地改良区負担金」とあるのは、「第三十八条第一項又は第二項の負担金」と読み替えるものとする。

（かんがい排水に係る都道府県の負担金）

**第三十九条** 法第二十六条第一項の都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るもの額は、当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額（同条第三

2 前項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき土地改良区等納付金があるときは、当該都道府県の負担金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に当該土地改良区等納付金を加算した額とする。

3 第一項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき当該都道府県が国に納付した金額があるときは、当該都道府県の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該国に納付した額を控除した額とする。

4 第三十四条第一項から第五項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中に「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、並びに同条第三項及び第四項第三号中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第三十九条第一項から第三項までの負担金を負担する都道府県」と、同号中「当該土地改良区」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

5 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るのは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

**第四十条** 法第二十六条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものとの額は、次の式

項に規定する場合にあつては、農林水産大臣が当該都道府県知事の意見を聴いて定める額に限り、当該新築又は改築について法第三十五条の規定による補助金があるときは、第五十三条第三項の規定により算定された補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額)に百分の六十九(当該都道府県が、当該新築又は改築についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合)を乗じて得た額(当該都道府県が適用団体である場合には、第五十三条第四項の規定により加算される補助金の額で当該都道府県に係るものとの額を控除した額)及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。

により算出した額に百分の五十（当該都道府県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。  
 $M \times R - S$   
(この式において、M、R及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。  
M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額に含まれるときは、当該額を控除した額）  
一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額  
二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るもの  
R 災害復旧工事等都道府県農業分担割合  
S 当該管理又は災害復旧工事について国の補助金がある場合にあつては当該補助金で当該都道府県に係るもの額、当該補助金がない場合にあつては零)  
前項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合は、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に対する当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額の割合とする。ただし、その割合によることが、当該水資源開発施設に係る他の用途との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係行政機関の長と協議して別に定める割合、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき他の都道府県との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係都道府県知事の意見を聽いて別に定める割合とする。  
一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額  
二 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）。

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業から撤退した者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項に規定する「当該負担金を負担する土地改良区」と書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、及び同条第三項中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第四十条第一項の負担金を負担する都道府県」と読み替えるものとする。

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業から撤退した者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

3 第三十四条第一項から第三項までの規定は、準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第四十条負担する土地改良区」とあるのは、「第四十条第一項の負担金を負担する都道府県」と読み替えるものとする。

4 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

第四十一条 法第二十六条第一項の規定により県に負担させる負担金で愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に係るものとの額は、管理に係るものにあっては第一号に掲げる額に、災害復旧工事に係るものにあっては第二号に掲げる額に、それぞれ百分の五十（当該県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担する土地改良区で、その地区が当該県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

一 当該愛知豊川用水施設の管理に係る第三十八条第二項の災害復旧工事等農業分担額のうち、農林水産大臣が当該県知事の意見を聽いて定める施設の管理に要する費用に対応する部分の額（その施設の管理について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものとの額を控除したもの）

二 当該愛知豊川用水施設の災害復旧工事に係る第三十四条第一項から第三項までの規定は、前項の県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中





- 二十 景観法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条及び第一百五十五条から第三項まで（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

二十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条及び第一百五十五条から第三項まで（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一条）第十五条第二項

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三号、第十二条第三項及び附則第三条第七項から第九項まで

二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第十四条第三項及び第五項並びに同法第三十三条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

二十六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第四条第一項及び第四項並びに第八条第三項

二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第一百五十八号）第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号

二十九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十二条

三十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

三十一 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

<p><b>第五十七条</b> 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。</p> <p>(事務の区分)</p>
<p><b>第五十八条</b> 第二十七条並びに第二十八条第二項ただし書及び第三項の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
<p><b>附 則</b></p>
<p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。</p> <p>(承継資産に係る評価委員の任命等)</p> <p><b>第二条</b> 法附則第二条第七項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 財務省の職員 一人</li> <li>二 土国交通省の職員 一人</li> <li>三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員） 一人</li> <li>四 学識経験のある者 一人</li> </ul> <p>2 法附則第二条第七項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一一致によるものとする。</p> <p>3 法附則第二条第七項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。</p> <p>(承継した積立金の処分)</p> <p><b>第三条</b> 機構は、法附則第二条第九項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、機構の成立後最初の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項における</p>

いて「中期目標の期間」という。)に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該最初の中期目標の期間における法第十一条及び附則第四条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、主務大臣(国土交通大臣を除く。)及び財務大臣に協議しなければならない。

(水資源開発公団の解散の登記の嘱託等)

**第四条** 法附則第二条第一項の規定により水資源開発公団(以下「公団」という。)が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(土地改良区負担金等の支払方法の特例)

**第五条** 特定施設以外の水資源開発施設(かんがい排水の用途に供される施設を含むものに限る。以下「かんがい排水等施設」という。)の新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の農業経営の状況からみて当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を元利均年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて主務大臣が指定するものについての第三十四条第一項及び第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「元利均年賦支払」とあるのは、「主務大臣の定める年賦支払」とする。

(土地改良区負担金等の支払期間の始期の特例)

**第六条** 主務大臣は、当分の間、第三十四条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、水資源開発公团法施行令の一部を改正する政令(平成二年政令第三百八十八号。次項において「平成二年改正令」という。)の施行の際現に公団が行つていたかんがい排水等施設の新築又は改築の工事であつて法附則第二条第一項の規定により機構が承継して行うものにつきその一部が完了した場合において、当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金及び法第二十六条第一項の規定

により都道府県に負担させる負担金のうちその完了した工事の部分に応ずる負担金の部分を当該新築又は改築の工事が完了する以前に負担させることが適當であると認めるときは、当該新築又は改築の工事の一部が完了した年度の翌年度以降の年度を当該負担金の部分についての支払期間の始期として指定することができる。この場合には、主務大臣は、あらかじめ、当該土地改良区及び当該都道府県の同意を得なければならぬ。

第七条 法附則第五条第一項の規定により國が機構に対し貸付けを行つた場合は、第三十条第五項、第三十八条第一項及び第四十条第一項中「補助金がある場合」とあるのは「補助金又は法附則第五条第二項の規定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあつては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間における当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）がある場合」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は当該償還すべき金額」と、第三十二条第一項後段、第三十三条第一項、第三十八条第二項並びに第四十一条第一項第一号及び第二号中「補助金があるときは、当該補助金」とあるのは「補助金があるとき、又は法附則第五条第二項の規定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあつては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間における当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）がある

金」という。の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第五条第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

第八条 次に掲げる政令は、廢止する。  
（水資源開発公団法施行令及び水資源開発債券令の廃止）

一 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）  
二 水資源開発債券令（昭和三十九年政令第六十八号）

務大臣が定めた都道府県農業分担額の都道府県ごとの按分額は、第三十三条第一項第二号の規定により機構が定めたものとみなす。  
附則第八条の規定の施行前に旧水公団法施行令第二十六条の二第三項の規定により農林水産大臣が定めた災害復旧工事等農業分担額の県ごとの按分額は、第三十八条第三項第二号の規定により機構が定めたものとみなす。  
(水資源開発債券令の廃止に伴う経過措置)  
**第十四条** 公団が法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百八十八号）第三十九条第一項の規定により発行した水資源開発債券に係る水資源開発債券原簿及び利札の取扱いについては、附則第八条の規定の施行後においても、同条の規定による廃止前の水資源開発債券令第八条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同令第八条第一項中「公団は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人水資源機構」は、その水資源開発債券原簿に係る水資源開発

るときは、当該補助金又は当該償還すべき金額」と、第三十九条第一項中「補助金があるときは、第五十三条第三項の規定により算定された補助金」とあるのは「補助金又は法附則第五条第二項の規定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあっては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間ににおける当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）」があるときは、当該補助金又は当該償還すべき金額のうち第五十三条第三項の規定により算出された額に相当するもの」と、「第五十三条第四項の規定により加算される補助金の額」とあるのは「当該補助金又は当該償還すべき金額のうち第五十三条第四項の規定により加算される額に相当するもの」とする。

2 法附則第五条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十一条）第五条第一項の規定により読み替えて適用される補助金等に係る予算の執行の適正化の実現に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二条該規定による貸付金（以下「国との貸付金」とい

**第九条** 前条の規定による廃止前の水資源開発公団法施行令の廃止に伴う経過措置)  
　　公団法施行令（以下「旧水公團法施行令」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この政令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**第十条** 附則第八条の規定の施行前に公団が旧水公團法施行令第九条第一項の規定により作成した河川法第十四条第一項の操作規則は、法第十六条の規定により作成された施設管理規程の一部とみなす。

**第十二条** 附則第八条の規定の施行前に旧水公團法施行令第二十一条第二項の規定により算出した額に乘すべき割合が百分の十を超えるものとされた額をかんがいの用に供する者の負担金の額については、第二十七条中「 $1/10$ 」とするのは、「附則第八条の規定による廃止前の水資源開発公団法施行令第二十一条第二項に規定する算出した額に乘すべき割合」として、同項の規定を適用する。

五項本文	旧水公團法施行令第二十六条の第四十条第三項 四第三項において準用する旧水における準用する第三項 公團法施行令第二十四条第四項	
	る第三十四条第二項及び第三項	二項及び第三項
旧水公團法施行令第二十六条の第四十一条第二 五第二項において準用する旧水における準用する第三項 公團法施行令第二十四条第四項	る第三十四条第二項及び第三項	二項及び第三項
前項の規定にかかわらず、附則第八条の規定 の施行前に旧水公團法施行令附則第六項の規定 により主務大臣が指定したかんがい排水等施設 の新築又は改築の工事については、同項の規定によ り読み替えて適用する旧水公團法施行令第二 二十四条の二第五項本文（旧水公團法施行令第 二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）に規定する支払期間を、第三十四条第二 項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき機構が定めた支払期間とみなす。	項	第二項及び第三項

四項	旧水公團法施行令第三十一条	旧水公團法施行令第二十四条	旧水公團法施行令第二十四条的第三十四条第二項及び第三項
二第五項本文	二第五項本文	二第五項本文	二第五項本文
旧水公團法施行令第二十六条第三十七条规定	旧水公團法施行令第二十六条第三十七条规定	旧水公團法施行令第二十六条第三十七条规定	旧水公團法施行令第二十六条第三十七条规定
三項(同条第一項又は第二項の項から第五項まで)	三項(同条第一項又は第二項の項から第五項まで)	三項(同条第一項又は第二項の項から第五項まで)	三項(同条第一項又は第二項の項から第五項まで)
水資源開発施設又は愛知豊川用で	水資源開発施設又は愛知豊川用で	水資源開発施設又は愛知豊川用で	水資源開発施設又は愛知豊川用で
水施設の災害復旧工事につき負担する負担金に係る部分に限る	水施設の災害復旧工事につき負担する負担金に係る部分に限る	水施設の災害復旧工事につき負担する負担金に係る部分に限る	水施設の災害復旧工事につき負担する負担金に係る部分に限る
。)において準用する旧水公團法	。)において準用する旧水公團法	。)において準用する旧水公團法	。)において準用する旧水公團法
施行令第二十四条第四項	施行令第二十四条第四項	施行令第二十四条第四項	施行令第二十四条第四項
項第二項及び第三項	項第二項及び第三項	項第二項及び第三項	項第二項及び第三項

旧水公團法施行令第二十六条の第三十九条第四項において準用する旧水項において準用する第三十四条の二第	五項本文
四第三項において準用する旧水において準用する第三十四条第	四第三項において準用する旧水において準用する第三十四条第
公團法施行令第二十四条第四項	公團法施行令第二十四条第四項
旧水公團法施行令第二十六条の第四十一条第三項	旧水公團法施行令第二十六条の第四十一条第三項
五第二項において準用する旧水項において準用する第三十四条第	五第二項において準用する旧水項において準用する第三十四条第
公團法施行令第二十四条第四項	公團法施行令第二十四条第四項
第二項及び第三項	第二項及び第三項

債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第三号中「第三条第二項第一号」とあるのは「独立行政法人水資源機構施行令附則第八条の規定による廃止前の水資源開発債券令第三条第二項第一号」と、同令第九条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人水資源機構」とする。(平成二十一年度の特例)

第十五条 平成二十一年度における法第二十二条第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、第二十五条第二項の規定にかかるわらず、同項の規定により算出した額に、次に掲げる設備の更新又は工事に係る法第二十二条第一項の交付金の額から事務取扱費を控除した額に、第二十五条第一項の都道府県が一である場合にあっては百分の四十五を、同項の都道府県が二以上である場合にあっては当該特定施設に関し国土交通大臣が第二十二条第二項第二号の規定により当該都道府県につき定める割合に百分の四十五を乗じて得た割合を、乗じて得た額を加えた額とする。

十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十  
三年度以降の年度に支出すべきものとされる國  
の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成  
二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基  
づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきも  
のとされた國の負担」とあり、並びに同項第三  
号中「負担及び平成二十二年度以前の年度の国  
庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の  
年度に支出すべきものとされた國の負担」とあ  
るのと、「負担」とする。

**第四条** 第三条、第五条、第八条、第十条、第十一  
一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲  
げる政令の規定は、平成二十二年度以降の年度  
の予算に係る國の負担又は補助について適用  
し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係  
る國の負担又は補助で平成二十二年度以降の年  
度に繰り越されたものについては、なお従前の  
例による。

一から五まで 略

六 独立行政法人水資源機構法施行令第二十二  
条第一項

附 則 (平成二十三年五月二日政令第一  
九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十八日政令第九  
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から  
施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第七  
四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行  
する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七  
三九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日  
(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一  
六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から  
施行する。

附 則 (平成二八年一月三〇日政令第  
三六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の  
向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規

<p><b>第一</b> 条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都公園法施行令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成二九年六月一四日政令第一五八号）</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一</b> 条 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。</p> <p>（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>第二</b> 条 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。</p> <p><b>附 則</b> （平成三〇年一月三一日政令第一九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一</b> 条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。</p> <p>（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>附 則</b> （平成三〇年一月九日政令第三〇八号）</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一</b> 条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。</p>
---

正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八条第一項第二十五号、附則第六条の規定による改正後の独立行政法人水資源機構法施行令第五十六条第一項第二十四号、附則第七条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五条第一項第四十八号、附則第八条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第二条第一項第十二条、附則第十条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構法施行令第十六条第一項第三十四条、附則第十一条の規定による改正後第三项、附則第十一项の規定による改正後第一条の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第二十七号及び附則第十二条の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六条第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書」第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項(同法第三十七条第四項において準用する場合を含む)において準用する土地收用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項及び第五項」とする。

附 則 (令和元年六月七日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年六月一九日政令第三〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（この政令は、令和三年一月一日から施行する。）

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月三一日政令第二八二号）

この政令は、令和四年九月一日から施行する。

附 則（令和四年一〇月二八日政令第三三五号）

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則（令和五年九月一三日政令第二八二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第一〇三号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。